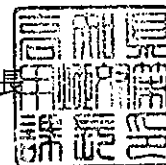


会長	副会長	副会長	副会長	事務局
田 岡				

28高用対第353号  
平成28年11月1日

高知県行政書士会会長 様

高知県土木部用地対策課長



国土利用計画法に基づく土地取引の届出について（依頼）

平素より、土地行政の推進につきまして、多大のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、国土利用計画法では、大規模な土地取引を行った場合、当該土地の権利取得者は、契約日を含めて2週間以内に市町村を經由して県に届出をしなければならないこととなっています。

このたび、下記のとおり、平成29年1月1日以降の市町村受理の届出から事務処理を変更しますので、貴会会員への周知をしていただきますようお願いいたします。

記

1 不勧告通知書の交付を原則廃止

国土利用計画法に基づく審査の結果、法第24条の規定による勧告を行う必要がないと認めた場合、すべての届出者にその旨を通知していましたが、原則廃止することとし、通知を希望する届出者のみに通知することとします。

2 土地売買等届出書（事後届出）の様式を一部追加変更（別紙参照）

法令等で添付書類として定められている等、不勧告通知書の交付を希望する場合には、届出書の「不勧告通知書の交付（要・不要）」欄において、「要」を選択してください。特に記入のない場合には、不勧告通知書の交付を不要として取り扱います。

また、様式については、当課ホームページからダウンロードいただけますので、ご利用ください。

土地売買等届出書

年 月 日

高知県知事 殿

権利取得者(譲受人)

住所 〒

氏名

Ⓔ

(担当者)

電話

市町村名 ※	
区分 ※	所・地・貸・他   単・団
受理番号 ※	年 月 日 第 号
処理番号 ※	年 月 日 第 号

譲受人業種	1	不動産業
	2	建設業
	3	金融保険業
	4	製造業
	5	商業
	6	運輸業
	7	その他

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する所有権(地上権・賃借権・その他)の移転(設定)をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方等に関する事項		契約の相手方(譲渡人)の住所				氏 名				契約締結年月日 年 月 日				
土地に関する事項	番号	所 在				地 目				面 積				
		登記簿 町又は字		地 番		住居表示		登記簿		現 況		登記簿(m <sup>2</sup> )		実測(m <sup>2</sup> )
	1													
	2													
	3													
				計		m <sup>2</sup>		計		m <sup>2</sup>				
事項	番号	利用の現況	届出に係る権利以外の権利											
			所有権				所有権以外の権利							
	所有者の住所		所有者の氏名		種 別		内 容		権利者の住所		権利者の氏名			
	1													
2														
3														
土地に存する工作物等に関する事項	番号	種類	概要	移転又は設定に係る権利以外の権利 ※										
				所有権				所有権以外の権利						
	種別		内容		所有者の住所		所有者の氏名		権利者の住所		権利者の氏名			
	1													
2														
3														
移転又は設定に係る事項	番号	移転又は設定の態様	地上権又は賃借権の場合						特記事項					
			存続期間		残存期間		堅固・非堅固の別			地代(年額・円)				
	1													
	2													
3														
対価の額等に関する事項	番号	土地に関する対価の額等								工作物等に関する対価の額等				
		地目(現況)		面積(m <sup>2</sup> )		単・価(円/m <sup>2</sup> )		対価の額(円)		種 別		対価の額(円)		
	1													
	2													
	3													
実測		計(a)		平均((b)÷(a))		計(b)		計						
土地の利用目的等に関する事項	用途等										利用の現況の変更 有・無			
	利用目的		利用目的に係る土地の所在				利用目的に係る土地の面積							
	利用計画の概要		人工面率		% 計画人口		人							
	その他													
その他参考となるべき事項										不勸告通知書の交付				
										要 ・ 不要				